

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局課室	農政部農村振興課
	☒ その他	名 称	(公財) 長野県農業開発公社 (長野県農地中間管理機構)
件名	制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について		
提案市	須坂市		
提案要旨	農地中間管理事業は、農地中間管理機構（農地バンク）により、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図り農業の生産性の向上に資することを目的として実施されているが、現状は基本的に既に受け手が確保されている農地にしか事業が実施されていないことから、農地中間管理事業本来の目的の達成に向けた事業の実施を要望する。		
提案理由	農業委員会では、農地法第32条第1項の規定に基づき市内遊休農地の所有者に対して利用意向調査を実施しているが、農地中間管理機構へ農地の貸し付けを希望すると回答しても、現状は、中間管理機構は借り手が決まってない農地については引き受けを拒否している。 制度本来の趣旨からすれば、農地中間管理機構は、貸したい意向のある農地を積極的に引き受け、借りたい意向のある者とのマッチングを行うことで農地バンク本来の機能が発揮されるべきであるが、現状は貸し借りに関する事務手続を行う機関としてしか機能していない。 農地中間管理事業制度本来の目的を達成するため、貸し付け希望のある農地は積極的に借り入れるなど、農地バンクとしての機能を発揮するよう事業の実施を要望する。		
現況及び課題等	相対による利用権設定等促進事業が終了したため、中間管理事業による利用権設定の件数は増加しているが、実態は相手が決まったうえでの手続きとなることから相対の貸し借りと大差なく、地権者や耕作者に対する説明に苦慮している。 また、農地を借りたい／貸したいという者に対して中間管理機構を紹介しても解決にならないことから、農地の貸借のマッチングのため従前からある市独自の「農地バンク」を引き続き運用している。		
関係法令	農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業の推進に関する法律		